

有料老人ホーム（開発審査会基準第10号）

知立市建設部建築課

図書の種類	明示すべき事項
申請書	・前文は該当するものを□等で囲む ・1欄：実測面積（小数第2位まで） ・2欄：具体的な用途を記入 ・3欄：新築の場合は斜線を引く ・4欄：「令第36条第1項第3号ホ 有料老人ホーム」と記入 ・5欄：特定都市河川浸水被害対策法許可、農地法許可、水路占用許可、道路工事承認等の状況を記入
調査票	・所定様式により関係課等から確認を受けること
福祉担当部局施設確認	※福祉担当部局と知立市で対応
■添付資料等	
委任状	・委任者の住所、氏名 ・代理人（受任者）の住所、氏名、電話番号、メールアドレス、 手続にかかる資格等のある者はその申告（建築士、行政書士、建築士事務所登録等） ・地名地番 ・主要用途 ・工事種別 ・委任事項 （必要に応じて、「着手」「変更」「制限解除」「完了」等についても言及）
建築理由書	・市長あて ・日付 ・申請者記名 ・自己の業務用 ・施設用途 ・建築する理由（施設の必要性、目的、現状、経緯等） ・申請地選定理由（申請地に立地する必要性、申請地状況、付近状況等） ・市街化区域に立地することが困難、不適当な理由
事業計画書	・日付 ・申請者記名 ・事業目的 ・事業内容 ・施設の名称、用途、規模 ・施設の機能 ・入居の権利形態（方式） ・経営者、従業員数 ・営業計画 ・営業開始予定時期 ・営業曜日、営業時間 ・管理計画 ・資金計画（営業開始まで、営業時の両方） ・収支計画 ・資金根拠添付（預金残高証明、借入証明等） ■公的融資を受ける場合 ・公的融資の内定通知の写
会社登記簿謄本	■法人の場合 ・事業目的 ※法務局で取得した原本を基本とする（申請日から3か月以内のもの）
会社定款	■法人の場合 ・事業目的
議事録の写し	■法人の場合 ・組織としての施設建設の方針決定がされていること
資格証明書	■事業上資格が必要な場合 ・資格証の写または資格証明書
土地登記簿謄本	※法務局で取得した原本を基本とする（申請日から3か月以内のもの）
同意を得たことを証する書類	・申請者の住所、氏名 ・同意事項（土地の所在、地目、面積、権利の種類、同意年月日、権利者の住所、権利者の氏名） ※施行の妨げとなる権利者（所有権者）全ての同意 ※建物があれば建物の権利者の同意も必要
誓約書	・市長あて ・日付 ・申請者記名 ・土地の所在、面積 ・建物用途 ・「転売」「賃貸」「用途変更」しない旨記入
承認工事等の写し	■承認工事、占用許可等がある場合 ・承認工事承認書等の写しを添付
その他市長が必要と認める書類等	・排水承諾書等の写しを添付 ※その他は個別に相談

■ 図面等	
付近見取図	・ 図面名称 ・ 方位 ・ 縮尺（1/2,500 以上） ・ 申請区域（赤塗） ・ 申請地周辺の公共施設（市発行の 1/2,500 図使用の場合は記入不要） ・ 排水先の河川への経路 ・ 市町村界（紫）、名称（黒枠） ・ 市街化区域と市街化調整区域の境界（橙）、名称（赤枠） ・ 設計者記名 ・ 関係医療施設の位置、申請地との距離
土地の公図	・ 申請区域（赤枠） ※法務局で取得した原本を基本とする（申請日から 3 か月以内のもの） ※申請地隣接地が字界となる場合は対側の図面も添付
実測図	・ 図面名称 ・ 縮尺 ・ 作成者記名 ※図上求積可
敷地現況図 排水施設計画平面図	・ 図面名称 ・ 方位 ・ 縮尺（1/200 以上） ・ 申請区域（赤枠） ・ 敷地の境界、寸法 ・ 敷地、隣地、道路、水路等の高さ ・ 擁壁等の位置、仕様 ・ 建築基準法の道路の種類、幅員（2 か所） ・ 建築物の位置（寄寸法）、用途、出入口位置 ・ 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配、排水方向 ・ 敷地内雨水排水方向 ・ 放流位置 ・ 放流先名称 ・ 占用許可、承認工事等の区域、許可等日付、許可等番号 ・ 設計者記名
排水施設構造図	・ 図面名称 ・ 縮尺（1/50 以上） ・ 最終排水桝、排水先の構造詳細図（勾配、管種、泥溜め深さ等） ・ 設計者記名
建物各階平面図	・ 図面名称 ・ 方位 ・ 縮尺（1/200 以上） ・ 面積表 ・ 主要寸法 ・ 各室の用途 ・ 設計者記名 ※物置等付属建築物も添付
建物立面図	・ 図面名称 ・ 縮尺（1/200 以上） ・ 最高の高さ ・ 最高の軒の高さ ・ 2 面以上 ・ 設計者記名 ※物置等付属建築物も添付
その他	・ 愛知県の「人にやさしい街づくりに関する条例」に適合すること

■ 注記
・ 土地の一部申請は不可。 ・ 申請に際して作成した図は、作成者の記名をすること。（押印は不要） ・ 副本は、申請書を除き、正本の写しで可。 ・ 当添付図書等一覧では、建築許可（法第 4 3 条許可）の場合において記載している。 開発許可（法第 2 9 条許可）の場合は、開発の添付書類等も参照すること。